



第1回 ドメイン名紛争とその対応セミナー

2003年11月28日(金)

13:30~16:00

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

第1部

ドメイン名紛争処理の概要

2003年11月28日

第1回ドメイン名紛争とその対応セミナー

中島 隆

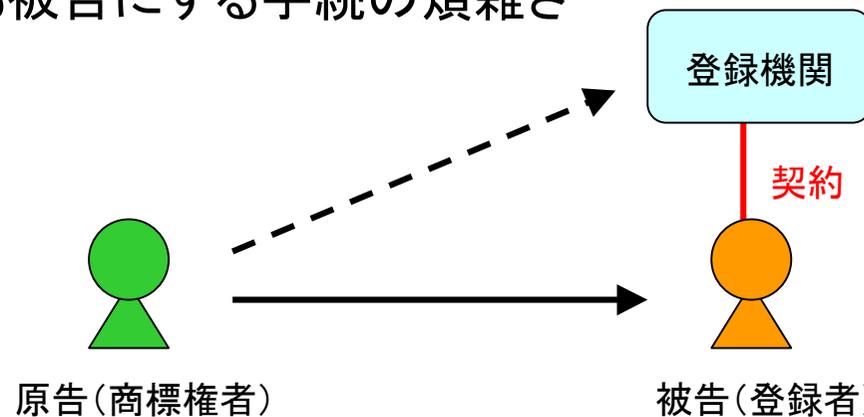
nakajima@nic.ad.jp

内 容

1. 背景
2. UDRPについて
3. JP-DRPについて
4. 法改正の動き
5. 各ccTLDでの紛争処理

1-1. 背景(1)

- 商標権者との利害対立
 - 1995年頃からインターネットが商用的に利用
 - ドメイン名は消費者を特定のウェブサイトへ引き寄せる上で重要な機能
- 既存の法律の限界
 - 商標法や不正競争防止法等で対応可能か？
 - ドメイン名登録が商標法等における「使用」に該当するか？
 - 登録機関をも被告にする手続の煩雑さ



1-2. 背景(2)

- UDRP、JP-DRP等の制定
 - ICANN UDRP(Uniform Domain Name Dispute Resolution policy)、1999年12月
 - JP-DRP(JPドメイン名紛争処理方針)、2000年10月
 - 各ccTLDにおけるDRPの制定

2. UDRPについて

- 2-1. 紛争処理手続きの特徴
- 2-2. 対象となる紛争
- 2-3. 申立のための要件
- 2-4. 悪意(bad faith)の登録・使用とは
- 2-5. 当事者間による紛争解決
- 2-6. 紛争処理手続きの流れ
 - 2-6-1. 認定紛争処理機関
 - 2-6-2. 手続言語
 - 2-6-3. 公正な利用(fair use)の立証
 - 2-6-4. パネリストの選出
 - 2-6-5. 裁定結果
 - 2-6-6. 裁判とUDRP
- 2-7. 登録者はどのレジストラを利用すればよいか？

2-1. 紛争処理手続きの特徴

- 簡易
 - 審問は原則としてなく、審理は提出書類のみに基づいて行われる
- 迅速
 - 申立から最大でも55日以内に裁定が下される
- 安価
 - 例えば、WIPOでは、1ドメイン名について1名パネルの審理の場合、申立費用はUS\$1500
- 非拘束
 - 裁定結果に不服の場合には裁判所へ提訴が可能

2-2. 対象となる紛争

- gTLD:
 - 従来からあるgTLD: .com, .net, .org,
 - 新gTLD: .aero, .biz, .coop, .info, .museum, .name, .pro
- ccTLD:
 - .tv(Tuvalu) , .la(Lao People's Democratic Republic)等、
 - 約20 のccTLD
- 商標権等を理由とする権利者とドメイン名登録者の争い
- ドメイン名登録の移転または取消を求める争い

2-3. 申立のための要件

- (1) 申立の対象となっているドメイン名が、申立人の有する商標と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (2) 登録者が、そのドメイン名登録について権利または正当な理由がないこと
- (3) 登録者のドメイン名が悪意 (bad faith) で登録かつ使用されていること

＜ポリシー 第4節a＞

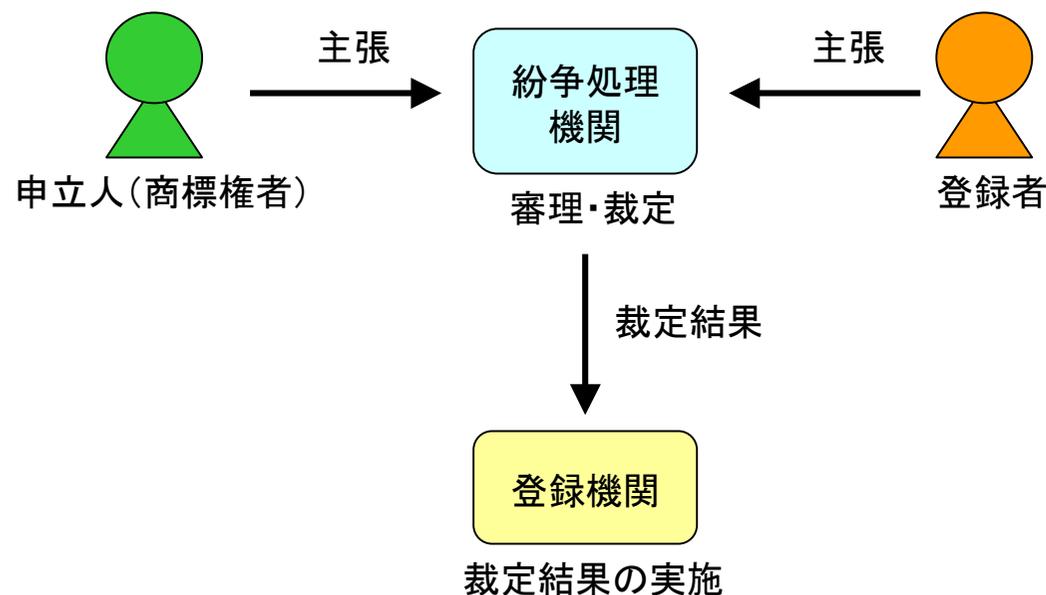
2-4. 悪意 (bad faith) の登録・使用とは

- (1) 実費金額を越える対価で転売することを目的として登録した場合
- (2) 商標権者によるドメイン名の使用を妨害するために登録し、そのような妨害行為が複数回行われている場合
- (3) 競業者の事業を混乱させることを目的に、登録している場合
- (4) ユーザーの誤認混同をねらって、第三者の商標をドメイン名として登録・使用している場合

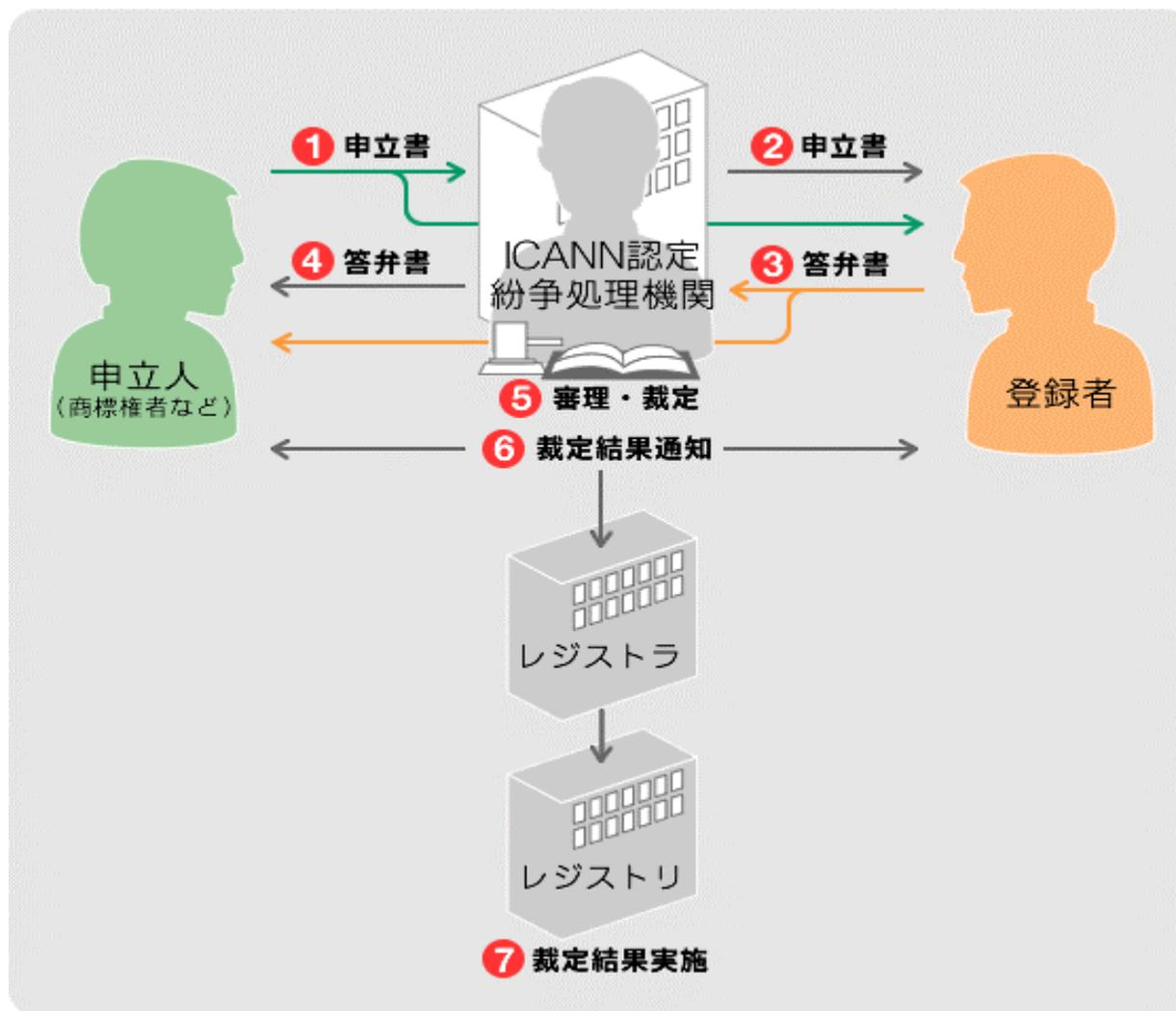
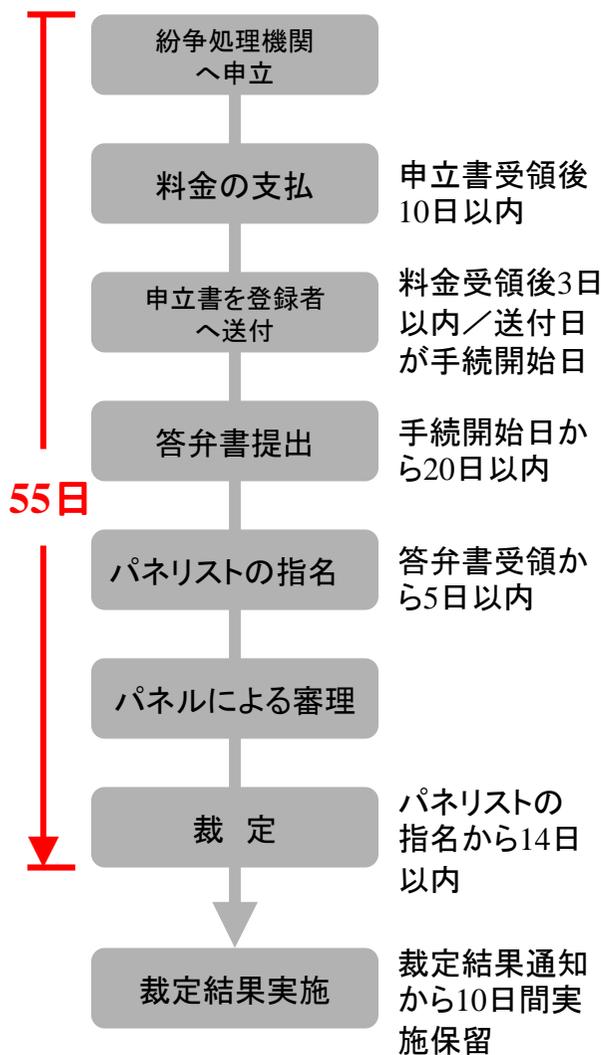
＜ポリシー 第4節b＞

2-5.当事者間による紛争解決

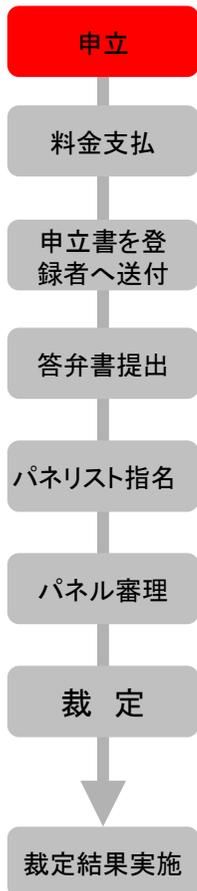
- 申立人および登録者の主張の優劣により、紛争処理機関が判断を下し、その判断に登録機関は従う
- これにより、裁定結果後登録者は特に手続を行う必要がない



2-6. 紛争処理手続きの流れ



2-6-1. 認定紛争処理機関



- WIPO[World Intellectual Property Organization](1999年12月1日開始)
 料金 1名パネル: UD\$1500／3名パネル: USD4000
<http://arbiter.wipo.int/domains/>
- NAF [The National Arbitration Forum] (1999年12月23日開始)
 料金 1名パネル: UD\$1150／3名パネル: USD2500
<http://www.arbforum.com/domains/UDRP/index.asp>
- CPR [CPR Institute for Dispute Resolution] (2000年5月23日開始)
 料金 1名パネル: UD\$2000／3名パネル: USD4500
http://www.cpradr.org/ICANN_Menu.htm
- ADNDRC [Asian Domain Name Dispute Resolution Centre]
 (2002年2月28日開始)
 料金 1名パネル: UD\$1000／3名パネル: USD2500
<http://www.adndrc.org/adndrc/index.html>

2-6-2. 手続言語



原則：申立書の提出や答弁書の提出等の手続における言語は、原則として登録合意書（登録者と登録機関の間のドメイン名登録に関する約款等）の言語

但し：当事者間で特段の合意がある場合やパネルの裁量により、その他の言語で手続を行うことも可能

＜ルール 第11条＞

2-6-3. 公正な利用(fair use)の立証



申立書への反論として以下のような事情がある場合には登録者のfair useが認められる

- (1) 紛争についての通知を受ける以前から、不正な目的を有することなく、当該ドメイン名またはそれに対応する名称を使用しているとき
- (2) 商標登録をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されているとき
- (3) 当該ドメイン名の使用が、ユーザーの誤認に乗じて利得を得る目的でなされていないとき、または申立人の商標の価値を毀損せしめるような目的ではない非商業的または公正な使用であるとき

＜ポリシー 第4節c＞

2-6-4. パネリストの選出



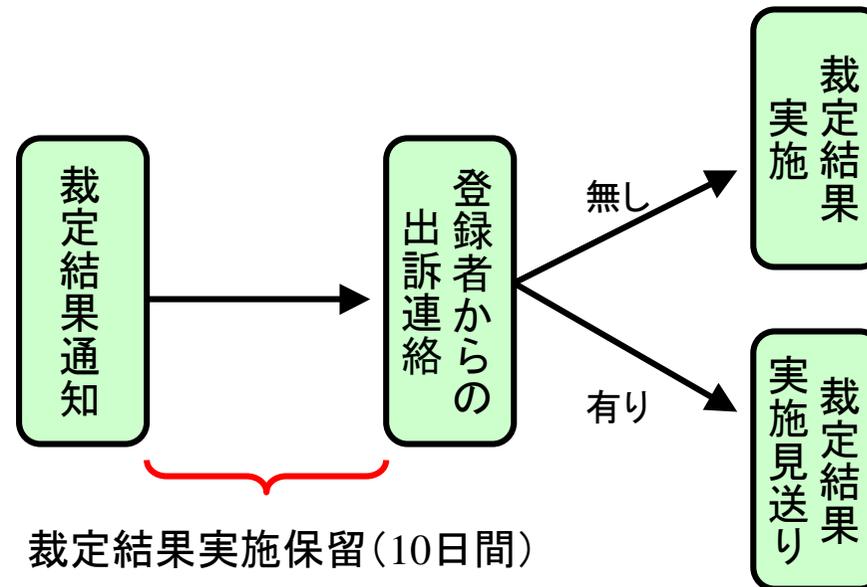
- 1名パネルの場合：紛争処理機関が選出
- 3名パネルの場合：



<ルール 第6条>

2-6-5. 裁定結果

- ・移転、取消、申立却下
- ・裁定結果後の流れ



2-6-6. 裁判とUDRP

- 裁定に不服があれば裁判を起こすことは可能
 - 裁定に不服を持つ登録者が裁判を起こした場合、裁定結果の実施が裁判の結論がでるまで保留される
 - 合意裁判管轄は、レジストラの主たる事務所の所在地またはドメイン名登録者の住所における管轄裁判所
 - 従って、例えば、米国のレジストラを使っていた場合、米国における裁判に巻き込まれる可能性
- UDRPの手続き開始前、係属中においても提訴可能
 - 手続き開始前である場合には、申立書および答弁書にその旨を示す
 - 係属中の場合には、紛争処理機関へその旨を通知。パネルはその裁量により、手続きの続行または停止もしくは終了を決定。

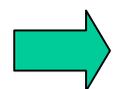
2-7. 登録者はどのレジストラ を利用すればよいか？

ケース1: 中国のレジストラを利用

- 登録合意書が中国語の場合、UDRPの手続言語は原則中国語
- レジストラの主たる事務所の所在地が中国の場合、裁判管轄が中国の裁判所になる可能性

ケース2: 日本のレジストラを利用

- 登録合意書が日本語であれば、UDRPの手続言語は原則日本語
- 日本がレジストラの主たる事務所の所在地であれば、裁判管轄は日本の裁判所



ドメイン名登録時のレジストラ選択の基準として、「登録合意書」「レジストラの主たる事務所の所在地」はポイントのひとつ

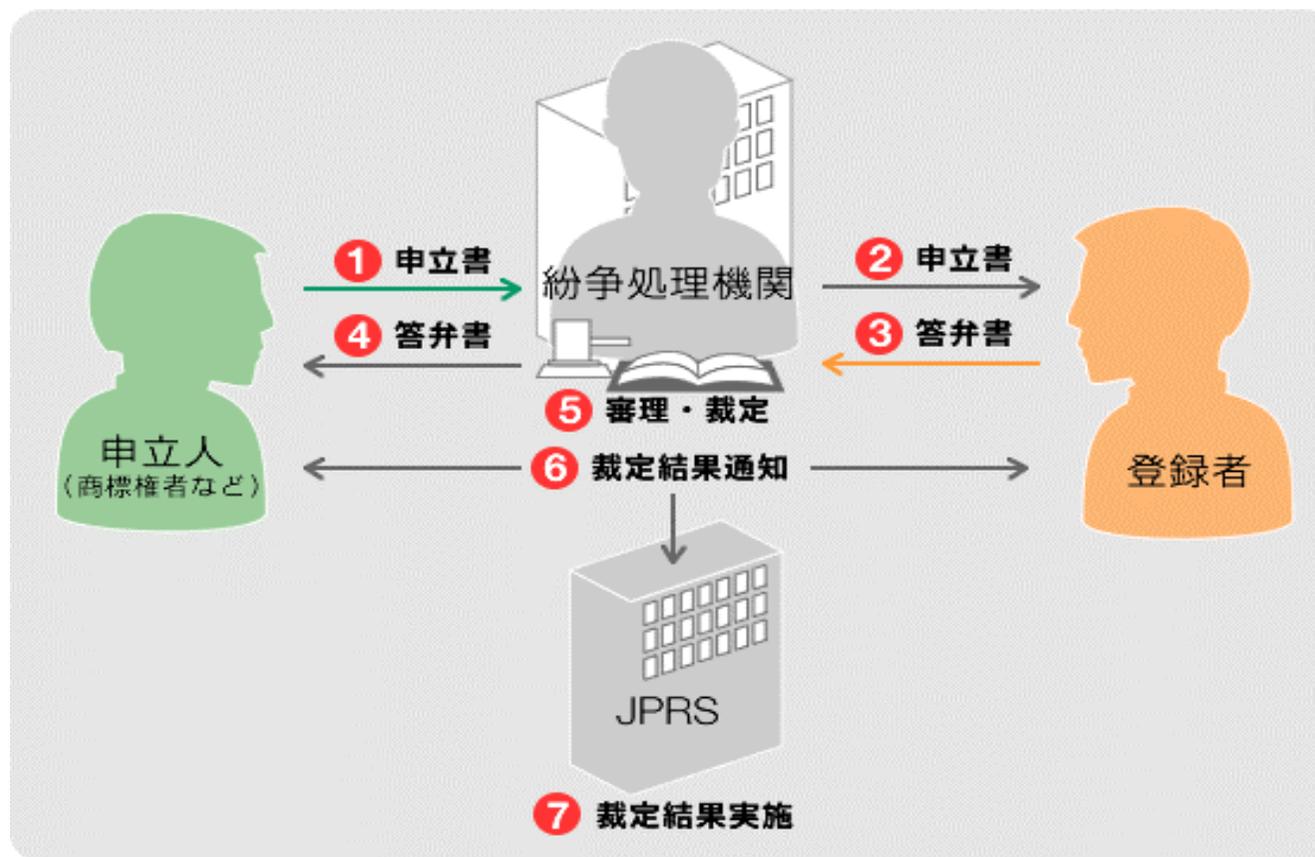
3. JP-DRPについて

3-1. JP-DRPの特徴(1)

3-2. JP-DRPの特徴(2)

3-1. JP-DRPの特徴(1)

- UDRPをローカライズ
 - 基本的な枠組みはUDRPと同じ



3-2. JP-DRPの特徴(2)

- UDRPとの違い
 - 申立の根拠を「商標その他表示」に <方針第4条a(i)>
 - 「不正な目的」の判断時を「登録または使用」に
<方針第4条a(iii)>
 - 申立書・答弁書の送付は紛争処理機関に対してのみ
- 紛争処理機関
 - 日本知的財産仲裁センター
(<http://www.ip-adr.gr.jp/jp-domain/index.html>)
 - 料金 1名パネル:18万円／3名パネル:36万円

4. 法改正の動き

- 反サイバースクワッティング消費者保護法の制定
 - 1999年11月米国で制定
 - Bad faith によるドメイン名の登録・使用を排除することを意図する点でUDRPと共通
 - 救済措置としてドメイン名の移転が認められている
- 不正競争防止法の改正
 - 2001年12月施行
 - JP-DRPとほぼ同様の判断基準を採用
 - しかし救済措置としてドメイン名を移転する規定は採用されなかった
 - JP-DRPでは損害賠償請求は認められていないが裁判なら可能

5. 各ccTLDでの紛争処理

	紛争処理機関	紛争処理に関するページ
韓国(.kr)	・ KDDRC	http://www.ddrc.or.kr/
中国(.cn)	・ CIETAC ・ HKIAC	http://www.cnnic.net.cn/doc/e-10.shtml
香港(.hk)	・ HKIAC	http://www.hkirc.net.hk/eng/legal/dispute_resolution_policy.html
台湾(.tw)	・ STLC ・ Taipei Bar Association	http://www.twnic.net.tw/english/dn/dn_04.htm
オーストラリア(.au)	・ LEADER ・ CIArb ・ IAMA ・ WIPO	http://www.auda.org.au/policy/audrp/
アメリカ(.us)	・ AAA ・ NAF	http://www.nic.us/policies/index.html
カナダ(.ca)	・ BCICAC ・ Resolution Canada Inc.	http://www.cira.ca/en/cat_Dpr.html
イギリス(.uk)	・ NominetUK	http://www.nominet.org.uk/DisputeResolution/AboutTheDrs/
ドイツ(.de)	DRPIはなし	
フランス(.fr)	DRPIはなし	

参考: WIPO Ecommerce ccTLD Database

<http://ecommerce.wipo.int/databases/cctld/output.html>